

平成22年度岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

第2回議事録

打合せ日時	2011年2月23日(水) 14:00~17:30	
打合せ場所	発明会館 会議室	
出席者	委員	駒田主査、阪田、小野、徳永、山田、和田、萩原、渡辺、阿子島、天野、長谷川(征矢代理)、領家、藤林、近藤
	オブザーバー	寺門
	事務局	松木部長、長沼、須知 (以上18名参加)
確認欄		

【配布資料】

- (1) 資料-4 平成22年度第1回分科会議事録
- (2) 資料-5 保安検査基準(案)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)
- (3) 資料-6 定期自主検査指針(案)(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)

【議事内容】

1. 開会

事務局より定員15名中、14名の出席であり、委員会が成立している旨の報告がなされた。

2. 配布資料確認(資料番号4~6)

3. 議事録確認(資料-4)

- ・5.1.2及び5.1.3は、一部修正する。
- ・議事録を承認する委員は挙手をお願いする。
- ・全員の挙手により承認された。

4. 保安検査基準(案)及び定期自主検査指針(案)(資料5、6)

- ・p.1注¹⁾の「岩盤貯槽(特定設備)」の説明を修正した。
- ・「直射日光を遮るための措置」は削除した。
- ・3.2.3b)の「水没部を除く¹⁾」、「(目視で検査が可能な部分に限る。)」及び「注¹⁾」を削除し「目視可能な部分(気液界面近傍を含む。)」のを追記した。
- ・p.13、4.2.1の2行目「耐圧試験」は「耐圧試験等」に修正した。
- ・p.16「附属書4」の附属書を明朝体に変更した。
- ・p.18、4.3.1.1は以下の通りに変更し、水封機能の確認は解説に記述する。
漏えい等の異常のないことを次により確認する。
 - a) 貯槽内圧の低下状況
 - b) 金属管第一フランジへの発泡液の塗布

- c) 配管竪坑内の水面の状況（連続した気泡の有無）
- d) 水封機能における地下水位、間隙水圧、水封水位
- e) ガス漏えい検知器の作動の有無
- ・ p.18 4.3.1.1 の注1) を削除する。
- ・ p.18、4.3.1.2 の1行目「4.3.2.3において同じ。」は削除した。
- ・ p.20、5.1.1の「ただし、……管理されているもの」は削除する。また、5.1.1.3は削除する。
- ・ P.22の5.2.2.2、p.25の6.5.2及びp.27の6.8.1における「運転状態検査施設の」は削除する。
- ・ p.21の液面計に精度検査を以下の通り記載した。

5.1.2.2 精度検査

超音波式の液面計は各反射板までの伝播時間を測定し、これを距離に換算した値と設定値を比較し、両者の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。また、「附属書」はゴシック体にする。

- ・ p.21の界面計に精度検査を以下の通り記載した。

5.1.3.2 精度検査

複数の界面計の指示値が許容差以内であることを1年に1回確認する。

超音波式の界面計は各反射板までの伝播時間を測定し、これを距離に換算した値と設定値を比較し、両者の差が許容差以内であることを1年に1回確認する。

また、「注²⁾ 許容差については附属書Hによる。」を追記する。

- ・ P.21、5.2.1の「可燃性の高圧ガス設備」は「可燃性ガスの高圧ガス設備」に修正した。
 - また、「注¹⁾ 岩盤貯槽（特定設備）内は、爆発範囲内になるような酸素濃度の上昇の可能性がないことについては附属書Iが参考にできる。」は解説として別に記述し、以降の附属書の記号をずらす。
 - ・ P.28、「6.11 金属管の腐食防止措置」における「坑水管理による腐食防止措置」は事前評価を受けておらず、坑水管理に移行する場合は再度事前評価申請する必要があるため、削除した。また、「6.11 金属管の腐食防止措置」は以下の通り修正する。
- 腐食防止措置として電気防食を採用した場合の検査は、目視検査、非破壊検査及び電位測定とし、6.11.1、6.11.2及び6.11.3による。

6.11.1 目視検査

- a) 腐食防止措置に係る設備の外観（取付位置を含む）に腐食、損傷、変形及びその他の異常¹⁾がないことを1年に1回目視により確認する。
 - b) 金属管の気液界面近傍における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常¹⁾がないことを1年に1回目視より確認する。
 - c) 配管竪坑内金属管の水没部における外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを10年²⁾に1回目視³⁾により確認する。ただし、b)の目視検査で異常があったときも、その都度行う。
- 注¹⁾目視で検査可能な部分に限定して実視する。
- 注²⁾10年に1回の検査周期については附属書Bによる。
- 注³⁾水中ビデオカメラ等により目視で検査可能な部分に限定して実施する。

6.11.2 非破壊検査

金属管の腐食による減肉及び欠陥を適切な非破壊検査方法で10年に1回検査する。ただし、6.11.1、b)の目視検査で異常があったときも、その都度行う。

6.11.3 電位測定

電位を1年に1回測定し、確認する。

- P.29、6.12.2の「5年に1回」は「5年以内に1回」に修正した。6.12.3の「地上部作動検査」は「作動検査」に修正する。
- P.36の5行目の「最も劣悪な」は「最も厳しい」に、9行目の「現在は、」は「2009年より」に修正した。
- 附属書Cの番号を修正し、「C.5 漏えい等の異常の有無」のa)及びb)の文頭に「本文における」を挿入した。
- P.57に「附属書H」に液面計及び界面計の許容差について記載した。
- 「附属書J」の図中に余裕水位を示した。
- 「附属書K」の図中に逆止弁を既述した。
- P.62「*2」の「水質の変化」は「水質の変化等」に、「バクテリア対応」は「バクテリア対応等」に修正した。

5. 今後の予定

- 本分科会を再度開催するか電子メールによるかを検討する。分科会を開催する場合は日程を調査し、案内させていただく。

以 上